

No. 165 (2020/10)

## Google LLC v. Oracle America, INC.

### 米連邦最高裁口頭弁論\*

－ 米国ソフトウェア著作権の行方 －

弁護士 石新 智規

#### 目 次

1	はじめに.....	1
2	裁量上訴の対象となった論点.....	2
	(1) 著作権の保護はソフトウェアのインターフェースに及ぶのか。.....	2
	(2) 陪審が認めたように、ソフトウェアインターフェースの利用は、新しいコンピュータプログラムを創作する文脈でフェアユースを構成するか。.....	2
	(3) 陪審裁判（トライアル）を受ける権利を保障している合衆国憲法修正7条等の観点から、CAFCがトライアルを経た陪審の判断を覆しフェアユースを否定した判断手法は適法か。.....	2
3	口頭弁論.....	2
	(1) 審理の進行.....	2
	(2) Google 代理人の意見陳述の概要.....	2
	(3) Oracle 代理人の意見陳述の概要.....	2
	(4) 合衆国政府代理人の意見陳述の概要.....	2
	(5) 質疑応答の概要.....	2
4	判決の行方.....	2

\* 本件の理解に必要な情報は、<https://www.scotusblog.com/case-files/cases/google-llc-v-oracle-america-inc/> で入手できる。

## 1 はじめに

本件は、SLN138号で私が報告した第1ラウンド<sup>1</sup>、SLN159号で梶山敬士弁護士が報告した第2ラウンドの事件<sup>2</sup>に続く第3ラウンドである。舞台は連邦最高裁である。最高裁判決の行方を占う口頭弁論が10月7日に開かれた<sup>3</sup>。従来、法廷傍聴しなければ、連邦最高裁から反訳および録音が後日公開されるまではその内容を正確に知ることはできなかったが、コロナ感染症拡大防止策として連邦最高裁は5月から口頭弁論を電話会議方式で行っており、それをオンラインで同時公開している（年内の口頭弁論はこの形態で実施するようである）。本件口頭弁論も日本時間午後11時（アメリカ東部時間午前10時）から聴くことができた。知財関係者による実況中継や弁護士や裁判官の発言に対するコメントがTwitter上に現れ、非常に参考になった。日本時間の翌朝には録音反訳がウェブ上で公開された。

本件は、GoogleとOracleというIT業界を代表する企業間で争われ、Oracleが勝訴すれば非常に高額な損害賠償が認められる可能性があること、連邦最高裁の判断が米国におけるソフトウェア著作権の保護範囲を決定づけ、ソフトウェア産業の今後に非常に大きな影響を与えるものであるため、口頭弁論前から非常に注目を集めていた<sup>4</sup>。

冒頭に述べた通り本件はすでに第3ラウンドではあるが、経緯を簡単に振り返る。

2010年、OracleはJavaのアプリケーション・プログラム・インターフェイス（API）がGoogleの携帯用OSであるAndroidに許諾なく複製されたとして、Googleに対して著作権侵害訴訟を提起した。

原審（カリフォルニア州連邦地裁）ではJava APIの37のdeclaring code及びSSO（structure, sequence, organization）の著作物性が否定されたが、控訴審であるCAFCは、APIの著作物性を認め原審判決を破棄し、フェアユース抗弁（アメリカ著作権法107条）の成否を判断するために事件を原審に差し戻した（2014年判決<sup>5</sup>）。Googleはcertiorari（裁量上訴）の申立てをしたが、最高裁は受理しなかった。差し戻し後の原審（陪審）はGoogleによる複製をフェアユースと認めたが、Oracleが控訴し、CAFCは原判決を破棄し、損害賠償額の審理のために再び原審に差し戻した（2018年判決<sup>6</sup>）。本件は、2018年判決に対する裁量上告の申立てが受理されたものである。

2014年判決を受理しなかった連邦最高裁が今回は受理を決めたこと、さらに2014年判決の際に論点となっていたAPIの著作物性についても審理の対象に含めたこと、さらに、連邦最高裁が合衆国訟務長官（Solicitor General、以下単に「政府」という）に対して政府の見解を提出するよう促したうえで受理している<sup>7</sup>ことから、連邦最高裁が本件の論争に決着をつけようという姿勢が感じられるものであった。

---

<sup>1</sup> 石新智規「ORACLE AMERICA, INC v. GOOGLE INC 米連邦控訴審裁判所（CAFC）2014年5月9日判決～アプリケーションプログラミングインターフェースの著作物性が肯定された事例～」(SOFTIC LAW NEWS 138号)

<sup>2</sup> 梶山敬士「ORACLE AMERICA, INC., v. GOOGLE LLC 米連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）2018年3月27日判決 ―フェアユースの適用を否定―」(SOFTIC LAW NEWS 159号)

<sup>3</sup> 裁量上告は2019年11月15日に受理され、2020年3月に口頭弁論が開催される予定であった。しかし、コロナ感染症の拡大のために延期され、10月となった。

<sup>4</sup> 非常に多くの関係者からアミカス・ブリーフが提出されている。膨大なアミカス・ブリーフを分析し、本件の予備的考察を行った論考として、玉井克哉「裁判所における『熟議』—グーグル対オラクル著作権侵害事件におけるアミカス・ブリーフを素材に—」Nextcom 42号4頁（2020）参照。

<sup>5</sup> Oracle Am., Inc. v. Google Inc., 750 F.3d 1339 (Fed. Cir. 2014)

<sup>6</sup> Oracle Am., Inc. v. Google LLC, 886 F.3d 1179 (Fed. Cir. 2018)

<sup>7</sup> [https://www.supremecourt.gov/orders/courtorders/042919zor\\_f2q3.pdf](https://www.supremecourt.gov/orders/courtorders/042919zor_f2q3.pdf)

## 2 裁量上訴の対象となった論点

- (1) 著作権の保護はソフトウェアのインターフェースに及ぶのか。
- (2) 陪審が認めたように、ソフトウェアインターフェースの利用は、新しいコンピ
- (3) 陪審裁判（トライアル）を受ける権利を保障している合衆国憲法修正 7 条等の観点から、CAFC がトライアルを経た陪審の判断を覆しフェアユースを否定した判断手法は適法か。

## 3 口頭弁論

- (1) 審理の進行<sup>8</sup>
- (2) Google 代理人の意見陳述の概要
- (3) Oracle 代理人の意見陳述の概要<sup>9</sup>
- (4) 合衆国政府代理人の意見陳述の概要<sup>10</sup>
- (5) 質疑応答の概要

## 4 判決の行方

以下略。全 10 頁。

---

<sup>8</sup> Roberts 長官は厳格に進行管理をしており、代理人が発言中でも遮り、次の裁判官の質問に移行していた。そのため、概要では本来の主張の一部しか回答していないように見える部分がある。それは、時間の制約のため全てを発言できていない場合も多かったというに過ぎない点に注意いただきたい。各当事者の主張の詳細は、主張書面で確認いただきたい。

<sup>9</sup> Oral argument transcripts at 38-40

<sup>10</sup> *Id.* at 64-65